

（１）動物愛護管理行政への登用

②登用が期待される行政分野における関係法令等の把握

い）動愛法上の整理

■動物愛護管理担当職員■

通知等：動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について（環自総発第 2005281 号 令和 2 年 5 月 28 環境省自然環境局長通知）-抜粋-

13 動物愛護管理担当職員の拡充（第 37 条の 3 関係）従来の規定では、動物愛護担当職員は、地方公共団体が任意に置くことができるとされていたが、改正法により、その名称を動物愛護管理担当職員と改めた上で、法第 37 条の 3 第 1 項により、都道府県等に同職員を置くこととし、同条第 2 項により、指定都市及び中核市以外の市町村においては、同職員を置くよう努めることとされた。また、同条第 3 項では、動物愛護管理担当職員は獣医師等を充てることが望ましいが、**獣医師でなくとも動物の適正な飼養及び管理に関し専門的な知識を有する者を充てることも可能であることから、どのような者を動物愛護管理担当職員に充てるかについては、各都道府県等の実情に応じて判断による。**

動物愛護管理法（動物愛護管理担当職員）

第三十七条の三 3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

■立ち入り権限■

■ 動愛法第24条第 1 項（第24条の 4 第 1 項で準用する場合を含む。）

（第一種/第二種動物取扱業者へ）

■ 動愛法第24条の 2 第 3 項（第一種動物取扱業者であった者へ）

■ 動愛法25条第 5 項（周辺的生活環境が損なわれている事態や虐待のおそれがある事態を生じさせている者へ）

■ 動愛法第33条第 1 項（特定動物飼養者へ）

→資格や知識に関する要件はなく、愛玩動物看護師が担うか否かは各自治体の個別の判断による。

（２）民間企業における職域拡大

①普及啓発物概要

■ 愛玩動物看護師の職域拡大および認知向上を図るため、企業等の雇用主側へ向けたパンフレットおよびサービス利用者向けへのポスターを作成した（参考資料 5, 6）。



ポスター

パンフレット

(1) 動物愛護管理行政への登用

①自治体での登用に向けた状況の把握 個別ヒアリング結果（詳細）

	A 県	B 県	C 県	D 県
ヒアリング先としての選定理由	愛玩動物看護師養成所のない自治体	愛玩動物看護師の任期の定めのない常勤職員としての採用に前向きな自治体	動物愛護管理センターの開所が今後控えている自治体	愛玩動物看護師の任期の定めのない常勤職員としての採用に前向きな自治体
在籍状況や人材状況	・愛玩動物看護師1名在籍（農政部で1名在籍あり、愛玩動物看護師としての採用ではない、育種や品種改良等に携わっている。） ・獣医師は不足している	・愛玩動物看護師1名在籍（愛玩動物看護師としての採用ではない。） ・獣医師は不足していない	・愛玩動物看護師は在籍せず ・獣医師は不足している	・愛玩動物看護師は在籍せず ・獣医師は不足している
認知について	存在は把握。	養成所の指定をしているため、本庁では認知はされている。動物愛護管理センターでも認知されている	・担当課職員の3割が知っていた	養成所の指定をしているため、本庁では認知はされている。動物愛護管理センターでも認知されている
採用意向等	・動物愛護管理部局以外（例えば環境衛生監視員やと畜検査補助者等として）でも配属できるのであれば、登用の可能性につながる	・環境衛生監視員として採用できるのであれば、登用への大きな前進になると考えている ・愛玩動物看護師の活躍として、農政部局（野生生物、畜産）の配属先も可能性としてはあると考えている	・開所予定の動物愛護管理センターに、欠員により獣医師が配置できない場合は、将来的に畜産職を置く可能性もありえる。（県内の他市では現に畜産職職員が就いているため） ・会計年度任用職員としてであれば、愛玩動物看護師を同センターに配属させる可能性はある ・動物取扱業者の監視などは愛玩動物看護師に任せていけるのではない	・愛玩動物看護師は国家資格となったため、任期の定めのない常勤職員（行政職や専門職）での採用が必要になったと考えている。そのなかでも行政職採用を模索している。 ・行政職採用となると、一般事務と動物愛護管理関連部局での配属となる可能性 ・獣医師不足を補うくらいの役割を担っていただきたい
採用における課題等	・愛玩動物看護師法に基づく「愛玩動物」とは異なる動物種を扱うため、畜産関係部局への採用枠の設定は難しい	・現任者と大学・養成所卒とで実際担うことができる内容に違いがある可能性があり、それらを把握しづらい	・新規職種の採用提案は人事部局や組合等複数の関係者との協議が必要のため何力年計画になる認識	・新規採用についての提案は、慎重に進める必要があるため、現時点では部局内にとどまっている

(1) 動物愛護管理行政への登用

①自治体での登用に向けた状況の把握 個別ヒアリング結果（詳細）

	E市	F市	G市
ヒアリング先としての選定理由	愛玩動物看護師の在籍がすでにある自治体	愛玩動物看護師養成所のない自治体	愛玩動物看護師の在籍がすでにある自治体
在籍状況や人材状況	・愛玩動物看護師 3 名（会計年度任用職員） ・認定動物看護師 1 名（会計年度任用職員） ・獣医師不足していない	・愛玩動物看護師は在籍せず ・獣医師不足していない	・愛玩動物看護師 4 名（会計年度任用職員）
認知について	動物愛護管理行政担当課では認知されている	動物愛護管理行政担当課では知られている。人事課も少し把握している。人事課へのアプローチが大切	動物愛護管理行政担当課では認知されている
採用意向等	・以前は、獣医師が飼養管理も行っていたため、獣医師は獣医療などほかの業務に取り組めるようになった ・収容動物の減少によって、飼養管理のみでなく、広報などの業務でも活躍してもらっている。 ・飼養管理や診療補助もお願いしている。 ・獣医師の異動が3年ごとなどであるところ、愛玩動物看護師は10年単位（5年更新）で在籍してもらえる。愛玩動物看護師の業務の質や内容の底上げがセンターへの円滑な運営にも寄与されることになる ・インターンはすでに受け入れている	・愛玩動物看護師としての採用でなくても、専門性を考慮された配属は可能という認識（現業職採用もしくは一般職（事務）で採用され、動物愛護管理担当部局などに配属という流れ） ・異動先としては、環境対策課、林業水産課（鳥獣対策）などが考えられる ・動物愛護管理センター等で診療の補助要員がいると助かる ・インターン受け入れはしていないが、検討可能	・動物愛護管理センター収容動物の治療の補助をはじめ、動物舎の清掃、給餌、犬猫の体調管理、引き取り業務（負傷疾病含む）、保護機の設置、診療記録作成、譲渡講習会講師、譲渡犬猫のHP等作成、グルーミング、ボランティアとの調整、物品注文・支払い、契約事務関係、苦情対応への同行、電話対応等を担っている ・新たな職種での採用枠の場合は、人事部局との調整になり、夏の予算編成までに採用枠を設ける必要がある。
採用における課題等	現状獣医師の数に不足がないため、新規採用枠の設定にはつながっていない。	愛玩動物看護師がどのようなカリキュラムを学んできているか等詳しいところまでは、人事課にも認識されていないため、周知が必要。	・中長期的計画を策定して進むため、新規採用枠の獲得には時間がかかる。

【動物愛護・適正飼養分野における活躍推進のあり方（たたき台）】

令和6年度第2回 獣医事審議会免許部会・
中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員
会合同会合資料
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

目標：愛玩動物看護師が世の中で周知されるとともに、動物愛護・適正飼養分野における様々な業種や地域社会の中で専門的で質の高い指導や助言等がなされることで、愛玩動物の適正な飼養に寄与する。

これまでの調査内容：

《令和4年度》

①愛玩動物看護師制度の推進に向けた実態調査等業務（全国の獣医師・動物看護師等対象）

愛玩動物看護師の主な就業先となる動物病院での雇用・勤務状況や理解度・対応状況についての把握を目的にアンケートを実施。

《令和5年度》

②愛玩動物看護師の登用強化に向けた調査検討業務**i）資格取得による職域拡大等調査（民間企業対象）**

愛玩動物看護師資格取得者が現場で担っている業務や、登用に当たっての需要や課題等について、愛玩動物看護師を雇用している6者（研究機関、ペットホテル、ペットショップ、教育機関、ペット介護業者、動物診療（往診）業者）にヒアリング

ii）動物愛護管理行政での登用可能性調査（地方自治体対象）

自治体において愛玩動物看護師が担える（又は現に担っている）役割、具体的には動物愛護管理部門をはじめ、災害時対応等を含めこういったポストで愛玩動物看護師の活躍の可能性があるのか等について、2県2市にヒアリング

③愛玩動物看護師就職状況等調査【卒業生の就職先調査】

愛玩動物看護師養成校における学生の在籍状況と卒業生の就職状況を把握するもの。調査結果は、国家試験会場の検討、愛玩動物看護師の人材確保や制度の推進等に利活用するため、令和6年第2回合同会合資料で報告。e-Stat（政府統計の総合窓口）に公表。令和6年度以降も調査を予定し、令和7年度に3カ年分データを分析予定。

**調査により把握された課題：**

◆世の中での認知が不十分（調査①②より）

◆自治体では、全国的な採用実績の少なさや、獣医師のような任用資格（公務員等の採用試験に合格し、かつ狂犬病予防員やと畜検査員等の専門職として配置されて生かされる資格）ではないため配属先が限定されること、愛玩動物看護師の専門性などが自治体内で十分に認知されていないこと等の理由から、登用に慎重（調査②より）

◆民間企業等では愛玩動物看護師の認知度の向上、診療の補助以外での活躍機会の拡大、給与額の見直しや資格手当の支給が今後の課題（調査①②より）



（１）動物愛護管理行政への登用

（２）民間企業における職域拡大

(1) 動物愛護管理行政への登用

令和6年度

①自治体での登用に向けた状況の把握

＜各自治体の愛玩動物看護師在籍状況・雇用予定状況の把握＞
(令和6年4月1日現在) 全国129自治体(都道府県・政令市・中核市) 実施済

- (結果) ・常勤職員での愛玩動物看護師採用は、0自治体。
(常勤職員が免許を受けた例あり)
・会計年度任用職員の採用は、14自治体。
・常勤職員の雇用を模索する自治体は、複数有り。

＜個別ヒアリング調査＞

(調査内容)

- ・ヒアリング先(予定)：3都道府県・1政令市・2中核市
- ・愛玩動物看護師の自治体内での認識について把握
- ・自治体での登用の可能性(現場の要望と人事の状況等)
- ・自治体での公務員登用に必要とされる専門的な知識、技術についての把握(動物愛護管理、公衆衛生、農政、福祉部局等)

②登用が期待される行政分野における関係法令上の規定等の把握

i) 動愛法上の整理

動物愛護担当職員、各種立ち入り権限、動物虐待関係、動愛センター職員等

ii) その他の関係法令上の整理(資格概要、根拠法令、業務内容等)

- ・環境衛生監視員
- ・と畜検査員(補助者) ほか

令和7年度【イメージ】

①②令和6年度個別ヒアリング調査結果を踏まえ、課題に対応する方策(例：自治体へのインターン等)の検討・実施等

令和8年度以降【イメージ】

①②令和7年度の継続及び結果を踏まえ、得られた知見などを全国の自治体へ横展開

(2) 民間企業における職域拡大

令和6年度

①普及啓発

- ・雇用者(企業(ペットショップ、製薬会社等)、動物園等)へのパンフレット作成
(内容) 愛玩動物看護師の専門的な知識・技術、雇用者の声等
- ・サービス利用者(一般飼主、一般人(一般企業)等)へのポスター作成
(内容) 愛玩動物看護師の適正飼養等に関するサービス
付加価値的な要素として、新たな担い手や現職の愛玩動物看護師を対象とした愛玩動物看護師のやりがい周知を含むものとする。

②愛玩動物看護師の市場調査と広報戦略の検討

i) 市場調査

愛玩動物看護師の雇用先(今後拡大が想定される職域を含む)のポテンシャル(業界の雇用規模や新たな雇用の可能性(社会ニーズ))についてとりまとめる。

※想定中の社会ニーズ

適正飼養を指導・助言：学校飼育動物、家庭飼育動物

適正飼養の一員：ペットツーリズム、動物園、動物取扱責任者等

災害対応：避難所訪問、一時預り

ii) 広報戦略

市場調査の結果を元に、令和7年度以降の普及啓発について、

①で作成する普及啓発物の配布方法や配布先、その他必要な普及啓発の内容や手法の検討を行い、費用対効果を考慮した広報戦略を検討する。

令和7年度【イメージ】

①広報戦略(令和6年度)に沿った認知度向上のための普及啓発

②令和6年度検討を踏まえ、今後市場拡大等が見込まれる職域分野を重点的に、課題に対応する方策を検討・実施

令和8年度以降【イメージ】

①広報戦略に沿った認知度向上のための普及啓発(継続)

②令和7年度結果を踏まえ、重点的な職域分野及びその他の職域分野ごとに、職域拡大に係る戦略を策定